

## Lアラートサービス利用資格審査に関する細則（一般情報伝達者編）

### （一般情報伝達者の資格審査）

第1条 Lアラートサービスの利用資格審査は、基本要綱、サービス規約の理解と遵守等を確認する一次審査及び伝達手段の所有や情報の取扱いの技量を判断する二次審査の2段階で実施する。なお、一次審査を通過した利用申込者は、Lアラートのテスト環境を利用することができる。

2 本サービスの利用に当たっては、システム接続を前提とする。

### （一次審査の内容）

第2条 一般情報伝達者として本サービスの利用を希望する者は、一次審査を受けるために次項に関する総務省所定の同意書及び同項第2号に関する資料を提出しなければならない。

2 利用申込者は、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

（1） 基本要綱及びサービス規約を理解し、遵守すること。

（2） 二次審査内容に適合するサービス概要と具体的スケジュールがあること。

3 総務省は、第1項の規定により提出された同意書及び資料に基づき、利用申込者がLアラートを利用する資格を満たしているかの審査を行う。

### （二次審査の受付期間）

第3条 総務省が実施した一次審査の有効期限（二次審査の受付期間）は、当該一次審査の終了後1年間とする。

2 総務省が受領した二次審査申請書（資料一式）に不備がなければ、その受領日を二次審査の受付日とする。

### （二次審査の内容）

第4条 利用申込者は、二次審査を受けるために次項各号に関する総務省所定の同意書及び当該各号を充足していることを示す資料を提出しなければならない。

2 利用申込者は、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

（1） 災害等公共情報を地域住民に伝達する機能を有しており、災害発生時には優先的に伝達できる仕組みを構築していること。

（2） 情報発信者から発信された災害等公共情報を速やかに伝達できる運用フロー（仕組み）と体制があること。

（3） 災害等公共情報を適切に扱う社内体制を確立していること。また、地域住民から

の問合せ窓口を公開し、自ら適切に運用できること。

(4) 災害等公共情報を伝達するための独立したページがあること。ただし、災害等公共情報が地域住民にとって見やすい箇所に明瞭に判読できるように表示する方法その他地域住民にとって容易に認識することができるような方法によって表示されており、かつ、商品名を含む広告が画面に混在しない場合その他の災害等公共情報の伝達を妨げないと総務省が認める場合は、この限りでない。

(5) 災害等公共情報を地域住民に伝達する機能を有しており、実際にリアルタイムでの災害等公共情報の表示が可能となっていること

(6) 優先的に災害等公共情報を表示することについて、関係者と同意していることが客観的に確認できること

3 総務省は、第1項の規定により提出された同意書及び資料に基づき、利用申込者がLアラートを利用する資格を満たしているかの審査を行う。

(再申請までの期間)

第5条 前2条の規定により受け付けた申請書が二次審査の内容を満たさなかった場合、その後1年間は再申請を受け付けない。

附 則

この細則は、令和8年12月1日から施行する。